

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成29年2月16日(2017.2.16)

【公表番号】特表2016-510255(P2016-510255A)

【公表日】平成28年4月7日(2016.4.7)

【年通号数】公開・登録公報2016-021

【出願番号】特願2015-551127(P2015-551127)

【国際特許分類】

B 0 9 B	3/00	(2006.01)
C 0 4 B	18/14	(2006.01)
B 0 1 J	20/02	(2006.01)
B 0 1 J	20/30	(2006.01)
C 0 2 F	1/28	(2006.01)
C 2 1 C	7/00	(2006.01)
C 2 1 C	5/28	(2006.01)
C 0 9 D	201/00	(2006.01)
C 0 9 D	7/12	(2006.01)
C 0 9 K	3/10	(2006.01)
C 0 1 G	49/02	(2006.01)

【F I】

B 0 9 B	3/00	3 0 4 D
C 0 4 B	18/14	Z A B Z
B 0 1 J	20/02	B
B 0 1 J	20/30	
C 0 2 F	1/28	B
C 2 1 C	7/00	J
C 2 1 C	5/28	D
C 0 9 D	201/00	
C 0 9 D	7/12	
C 0 9 K	3/10	Q
C 0 1 G	49/02	B

【誤訳訂正書】

【提出日】平成28年12月20日(2016.12.20)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 2 0

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 2 0】

本発明の骨材の製造のために使用されるチタン含有材料は一般に、10～100重量%、好ましくは20～95重量%のTiO<sub>2</sub>を、通常TiO<sub>2</sub>として、又は他の金属とのチタン酸塩として含有する。使用され得る合成二酸化チタン含有材料は、中間体又はカップリング生成物として硫酸塩法又は塩化物法を用いた二酸化チタン生産からのもの、又は継続しているTiO<sub>2</sub>生産からの残渣であってよい。使用される合成チタン含有材料は、化学工業若しくは製紙業からの、又はチタン生産からの残渣又は廃棄物であってもよい。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 2 3

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0023】

TiO<sub>2</sub>の製造からの残渣に加えて、本発明による骨材は、以下の材料又はそれらの混合物から選択される、他の合成及び/又は天然二酸化チタン含有材料を含有してよい：

- 二酸化チタンの製造からの、中間体、カップリング及び/又は完成品。この点において、これらの材料は、硫酸塩法を用いた二酸化チタンの製造及び塩化物法を用いた二酸化チタンの製造の両方からのものであってよい。中間体及びカップリング生成物は、継続しているTiO<sub>2</sub>生産から抽出されたものであり得る；

- 化学工業から、例えばTiO<sub>2</sub>含有触媒から、繰り返すが例としてDENOX触媒由来の、又は製紙業からの残渣（ゲッタとして公知である）；

- チタン鉱、チタンスラグ並びにルチル又はチタン鉄鉱砂。